

平成27年度地域医療介護総合確保基金について

1 地域医療介護総合確保基金について

- (1) 基金規模（億円） H26：904 H27：1,628（医療分904、介護分724）
- (2) 負担割合 国2/3、都道府県1/3
- (3) 対象事業
 - ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - イ 居宅等の医療の提供に関する事業
 - ウ 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
 - エ 医療従事者の確保に関する事業
 - オ 介護従事者の確保に関する事業

2 基金の活用方針

基金の活用にあたっては、計画の公正性・透明性を高めるため、実施事業の検討段階から幅広い関係者や県民の意見を取り入れることができるように岩手県公式ホームページにおいて事業提案の公募を行い、提案のあった事業等について医療関係団体の意見も踏まえて策定したものであること。

3 本県の平成27年度基金規模（国への事業量報告ベース）

対象事業 区分	H27 基金規模（千円）				H26 交付額	増減
	基金継続 （拡充含む）	新規	他基金等 からの振替 （拡充含む）			
病床の機能分化・連携	817,159	738,327	78,832		469,409	347,750
在宅医療	100,304	24,547	67,495	8,262	45,833	54,471
介護施設等の整備	939,776			939,776	0	939,776
医療従事者の確保	634,935	385,385	232,549	17,001	500,796	134,139
介護従事者の確保	122,670		15,295	107,375	0	122,670
合計	2,614,844	1,148,259	394,171	1,072,414	1,016,038	1,598,806

4 平成27年度に計画している主な事業（医療分） ※（ ）は事業実施主体及び基金充当額

- (1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - ・ 病床転換施設設備整備事業（医療機関、284,004千円）
- (2) 居宅等の医療の提供に関する事業
 - ・ 歯科保健医療研修事業（岩手県歯科医師会、1,166千円）
 - ・ 在宅歯科診療設備整備事業（歯科医療機関、20,200千円）
 - ・ 在宅医療の推進事業（岩手県医師会、51,010千円）

(3) 医療従事者の確保に関する事業

- ・ 地域医療支援センター運営事業（岩手県、15,381 千円）
- ・ 女性医師就業環境向上支援事業（岩手県医師会、700 千円）
- ・ ナースセンター機能強化事業（岩手県、6,650 千円）
- ・ 看護師養成施設施設設備整備事業（龍沢学館、171,312 千円）
- ・ 医療勤務環境改善支援事業（岩手県・医療機関、27,476 千円）

5 事業実施時期

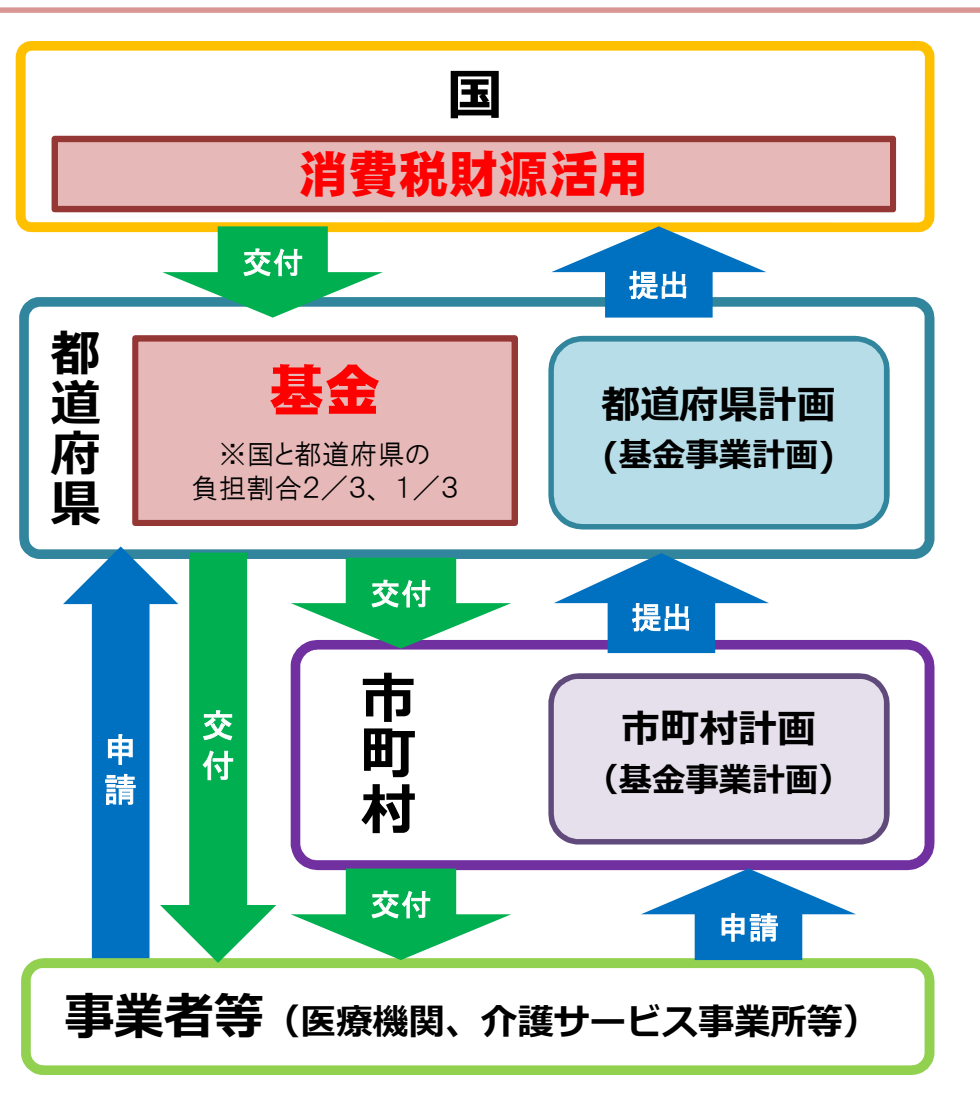
- ・ 継続事業等で4月から開始する必要がある事業等については、平成27年度当初予算に計上して実施。
- ・ 新たに公募した新規事業等は、9月補正予算等により対応

6 平成27年度の医療分の基金交付スケジュール

5月頃	・ 厚生労働省ヒアリング実施 ・ 都道府県計画案の提出
6月頃	・ 交付内示
7月頃	・ 交付申請・本県計画提出 ・ 交付決定
9月議会	9月補正予算

地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業とする。